

鮎 解 禁 6 月 1 日 午前 6 時 本・支流網解禁 7 月 1 日 午前 6 時

由良川漁業協同組合京内共第 1 1 号

遊漁する時守るべき事項

1. 鮎解禁日は、6 月 1 日 午前 6 時、ただし竿釣のみ、網類解禁日は、本流 7 月 1 日 午前 6 時(但し、竿専用区除く)、支流はすべて 7 月 1 日午前 6 時(友釣り専用区除く)、ひっかけ(めがね)、寄川、鮎狩、専用区内網類解禁日は 8 月 1 日 午前 6 時、日券は 7 月 4 日まで発行しない。
(注意) 漁業権の侵害および悪質と認める違反者は之を警察に告訴する。

2. 次の表の遊漁料を納付しなければならない。

(1) 一般遊漁の場合

漁 種	券 種 別	遊 漁 料 (税込)	
全 魚 種 (あ ゆ)	年 券	11,000 円	
	日 券 (7 月 5 日から発行)	3,500 円	
あ ゆ 以 外	年 券	5,000 円	
	日 券	2,000 円	
雑 魚 (はえ、えび)	年 券	2,000 円	
	日 券	500 円	
も ん どり	年 券 (1 人 20 個以内)	100 円	組合員と年券 11,000 円購入者
		400 円	上記以外

(2) 特別遊漁の場合 (書面で組合の承認を受けなければならない。)

漁 種	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
全 魚 種	鮎 狩	8 月 1 日～9 月 15 日	一回一客 25,000 円
	や な 漁 業	9 月 1 日～9 月 30 日	一 統 25,000 円
	寄川漁業 (網 3 統以上使用して 2 人以上とする漁法)	8 月 1 日～9 月 15 日	一回一区域 25,000 円

3. 遊漁する場所で漁場監視員に納付するときは、次の協力費を徴収する。

(1) 上記 (1) (2) に規定する額に 20 パーセント以内ただし 1,000 円以下の額については 50 パーセント以内をそれぞれ加算して得た額とする。

(2) 中学生の場合、遊漁料を納付するよう注意、年券を交付、協力費は徴収しない。

4. 水産動植物に有害な物を遺棄し、また漏せつてはならない。

5. 次に掲げる漁具、漁法による遊漁をしてはならない。

(1) 水中に電流を通してする漁法 (2) 瀬干漁法 (3) 透明性のもんどり (4) がわびき漁法 (5) 箱づけ (6) 火光その他照明を利用してする漁法 (う飼および食用がえるを除く) (7) 発射装置を有する、もり及びやす、(8) 網目 2cm 以下 (いさざ落網、投網、四つ手網、たも網、さで網を除く) (9) さく河魚類の通路を遮断する漁法 (流水幅員の 5 分の 1 以上の魚道開通を除く) (10) 水視眼鏡、水眼鏡以外の潜水用具 (11) もんどり 1 遊漁者 20 個以上 (12) 漁業を目的としない動力遊船

6. 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

漁 種	漁 種	漁 種	漁 種
あ ゆ	6 月 1 日午前 6 時から 9 月 30 日まで 11 月 1 日午前 6 時から翌年 2 月末日まで	ま す 類	1 月 1 日から 12 月 31 日まで、た だしあまご(やまめ)、いわなは 3 月 16 日午前 6 時から 9 月 30 日まで
こ い	6 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	え び	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
ふ な	5 月 21 日から翌年 4 月 19 日まで	ご り	周 年
う な ぎ	周 年	ぼ ら	周 年
は え	周 年		

◎◎ 新規加入組合員募集!! (紹介料支給あり)
鮎・うなぎ・スッポン・手長エビの買い取り致します

◎◎ 網漁は本流・支流とも(釣り専用区、友釣り専用区、上林川を除く) 七月一日午前六時から解禁
◎ 釣り専用区(禁網区) 五区域、友釣り専用区(禁網区) 二区域あり!